

平成 24 年度第 5 回佐倉市行政評価懇話会 要録

日 時	平成 24 年 10 月 9 日（火）16 時 30 分～18 時 50 分	場 所	佐倉市役所 1 号館 3 階会議室
出席者	懇話会委員：浅田委員、宇田川委員、神委員、高橋委員、武藤委員（委員長）、目等委員、吉村委員（五十音順）		
	事務局	鵜沢企画政策部長、井坂企画政策課長、亀田副主幹、齋藤副主幹、上野主査、渡部主査、舍人主査、呉屋主任主事	
	その他	川根福祉部長、島村調整担当、飯島社会福祉課長、三須地域福祉班長、富田保護給付班長、櫻井高齢者福祉課長、福山班長、土屋包括支援班長、里吉主任主事、清宮生きがい支援班長	
内 容			
<p>〔傍聴入場 5 名〕</p> <p>（1）議事</p> <p>① 平成 24 年度の佐倉市行政評価（施策評価）について （委員長） 本日は福祉部との意見交換を実施する。</p> <p>●福祉部との施策評価に関する意見交換</p> <p>福祉部の業務説明 （福祉部長） 資料 2 により福祉部の概要について説明させていただく。関連する基本施策は、1、7、8、11 である。福祉部の課題と展望は、資料 2 の 2 頁に記載をさせていただいた。国際基準を採用することにより、障害の概念の範囲が拡大し、障害者の捉え方も拡大した。そのため、受給者も増加する。つまり、福祉需要が増大していく社会である。障害者が暮らしていくためには、周囲の意識の向上のほか、療育など手厚い支援が必要となる。一方で高齢者にやさしいまちづくりも求められている。すなわち、福祉を考えていくと全ての人にやさしいまちづくりにつながっていく。</p> <p>また、人は制度で生きているわけではなく、人とのつながりで生きており、家族、同僚、地域の人とのつながりが重要視されるべきである。従来のように公助だけが求められるばかりでは、つながりは育たない。自助・共助を支える公助のありかたが求められていると思う。</p> <p>生産年齢人口の減少は福祉の担い手の減少につながる。平成 22 年度は生産年齢人口 1.9 人で高齢者 1 人を支えているが、32 年度には 1.3 人で 1 人を助けることになる。今でも福祉の担い手は不足しているので、将来的には相当に不足していこうと考えられる。</p> <p>今後、地域活動の主体は高齢者になり、高齢者福祉施策も変わっていくことになるだろう。平均年齢が伸び、現在は高齢者人口に区分される 65 歳は生産年齢人口となっていくのではないか。地域の福祉課題においても、受益者だけでなく提供主体も高齢者という認識での取り組みが必要である。この考え方を踏まえて健康施策や自助共助を支える公助のあり方を模索している。</p> <p>（社会福祉課長） 民生委員・児童委員の役割が増大している。地区社会福祉協議会や地域福祉団体、ライフライン機関との連携協力が必要である。連携機関との定例会議には市職員も出向き、情報共有を図っている。課題としては、社会福祉協議会への支援のあり方がある。多額な補助金が事業や人件費に充てられている。将来的には職員の人材育成、自主財源の確保、14 ある地区社会福祉協議会の自主性を尊重し、リーダーシップを図ることなどがある。</p> <p>また、高齢者・児童に関する問題、障害者の自立支援、生活困窮者の増大、孤立死問題など、市民の問題は多種多様で複雑化しており、関係各課の連携も課題となっている。次期地域福祉計画においては</p>			

地域の福祉力向上などに重点を置きたい。

(高齢者福祉課)

敬老祝金贈呈事業については、高齢化進展に伴い、対象者が増加しており、贈呈総額も年々増加の傾向にある。施設整備推進事業については、特別養護老人ホーム、介護保険施設等が飽和状態である。しかし、入所希望者・待機者は増大している。高齢者人口が増加し、在宅福祉サービス事業やその他の支援事業でも対象者数や市の財政負担の増加が見込まれる。

予防事業等の認知度については市民意識調査など第三者意見をもらう必要がある。各種支援事業は効果的に市民に事業内容を周知する必要がある。

この他、高齢者の生きがいがづくり、就労支援などに積極的に取り組む必要がある。65歳人口の増加に伴い、要介護・要支援認定件数も年々増加している。介護保険料の徴収確保、認定事務の体制整備、適切なサービス費の支給の確保が必要である。

質疑

(委員長)

質疑は基本施策1から始め、最後に総論としたい。基本施策1について意見を伺う。

(宇田川委員)

佐倉市社会福祉協議会への補助金について質問する。佐倉市にとって社会福祉協議会の存在が必要不可欠と判断しているのか。社会福祉協議会は事業執行に際して対価を求めないため、市からの補助金が支出されている。補助金は毎年削減されているが、いくらなら妥当と市は判断しているのか。社会福祉協議会の経営の自立を推進する観点から、補助金支出を見直したとのことだが、社会福祉協議会が自主財源を確保するには限界があるのではないかと。住民サービスが良くなれば佐倉市にも還元されるはずである。独自財源確保に努力させるべきではあるが、一方で補助金の削減額についてもきっちりとした根拠がないといけない。

もう1点は、地域福祉コーディネーターについてである。地域福祉計画には、佐倉市は平成27年度までに社会福祉協議会と連携し何か打ち出していくとあるが、現在はどのように連携を進めているか。

もう1点は民生委員についてである。民生委員、児童委員は市から報奨金を受け、その中から佐倉市民生委員・児童委員協議会（以下、民児協とする。）に負担金を支払っている。民児協は民生委員が自分たちで組織しているという認識か、行政主導で組織している認識か、どちらか。

(社会福祉課長)

社会福祉協議会への補助金は平成24年度に適正化を図った。事業費補助金は、事業内容の公益性・公共性に着目して見直した。その結果、23年度以前より補助対象や金額は拡大している。

人件費補助についても同様に公益性・公共性に着目し、補助対象となる業務の実施に必要な職員数を精査した。公益性の高い事業は人件費に対する10割を補助し、それ以外では補助率を二分の一としたものもある。地域福祉コーディネーターについては、民生委員も存在する中で、地域福祉コーディネーターが必要かと言う議論が出てきている。既に、地域包括支援センターには社会福祉士や看護師などを配置している。地域福祉コーディネーターを計画通り配置すべきか、今後も検討していく。

民児協は民生委員が自主的に組織しているものであり、支出も会費と認識している。民生委員の会費のほか、佐倉市から委員一名4,000円補助しており、適正な運営と認識している。

(委員長)

宇田川委員は民生委員でもある。現場での課題があれば意見されたい。

(宇田川委員)

民生委員に対する佐倉市の支援はよく出来ていると実感している。ただ、民児協は自主組織と公的組織の両方の性格を有していると感じている。自主的な組織と言いながら、金額の多寡はともかく、民児協へ上納金を支出しているような不満感はある。

(社会福祉課)

民児協の会費は、民生委員の研修や民生委員活動に必要な資料・雑誌購入に各委員さんが活用していると聞いている。

(宇田川委員)

民児協の研修は市や県の仕組みを勉強するのであり、半義務で受講している面もある。

(福祉部長)

民児協は法で定められたものである。民生委員法では、県が市にいくつ民児協を設置するかを決めると定めている。法律に基づいた組織であれば自主組織とは言えないという意見もあるだろう。

(委員長)

佐倉市の民生委員数の実績値によると、定員に7名足りない。多くの自治体で、民生委員の引き受け手が減っていることが課題となっているが、佐倉市ではどうか。

(社会福祉課長)

佐倉市では原則として、自治会からの推薦により候補者を出してもらっている。民生委員の責任を考え、固辞なさる方も多く、欠員が生じている。民生委員は聞き上手な方が望まれるため、高齢者の社会参加や活躍の場としての期待もある。

(目等委員)

民生委員を推薦しなくてはならない立場からすると、推薦するのに非常に労力がかかる。民生委員の仕事は多く、責任は重い。さらに、町内会長や自治会長は1年で交代することが多く、案件を民生委員だけで抱え込んでしまうことも多い。自治会としても困っているところである。

民生委員の活動に対する評価制度はあるのか、なければ名前だけの登録で民生委員をまかなってしまうという話にもなるだろう。民生委員の職務を職業化し、それなりの報酬を与えて経済的にも成り立つようにしたり、市職員が地域で民生委員を務めたりするなどの手段も検討してはどうか。

(社会福祉課長)

民生委員の地位は法制のため、自由に決められない部分も多い。報酬も法で無給と規定されている。民生委員の活動は自治会の協力が非常に重要で、自治会の役員が替わると民生委員の負担が重くなるケースがあるのも理解している。地域包括支援センターとの連携などにより、民生委員が孤立しないように努めている。

(目等委員)

民生委員が欠員の地区はどのように対応しているのか。

(社会福祉課長)

隣地区の民生委員がカバーしている状況である。

(福祉部長)

民生委員を孤立させないのが民児協の役割のひとつでもある。欠員地区をカバーするのも、その考え方に拠るものである。民生委員の責任の重さと、地域の福祉活動の水準は比例する。3・11の結果、地域の防災活動へ関心が高まり、地域のつながりも強くなっている。地域の福祉力が高まりつつあるようにも思われる。地域力が高まることで民生委員の成り手も増えると考えている。但し、民生委員の平均年齢の高さは従前より課題となっている。

(宇田川委員)

民生委員の職業化のご提案もあったが、それなりの報酬を与えますという大半の人は辞めるかもしれない。それは、地域の福祉に貢献したいという意識が高いからこそ民生委員になった方も多いためだ。そのポリシーは大事にしたい。一方で、民生委員の成り手が少ないのも事実である。来年度も民生委員の推薦呼びかけの時期であるが、地区代表者は来年度に替わってしまう地区も多いため、タイミングをより計って民生委員の推薦の呼びかけをされたい。

(神委員)

民生委員の業務の線引きが明確でないようだ。市が担うべきところ、他の機関が担うべきところを民生委員に押し付けているという状況になってはいないか。専門的に担うべき仕事を市職員はどう連携しているのか。地域の課題を相談しても、市がやれませんかと答えると、結局は民生委員が担うことになる。

(社会福祉課)

民生委員は児童委員も兼ねており、子どもの見守りも担っている。問題がありそうな子どもがいた場合に、非行か虐待かを判断し対応する関係機関のネットワークは構築されていると認識している。

(神委員)

民生委員からの報告相談を待つ姿勢ではなく、民生委員から意見を組みあげ、ネットワークに連絡する役割を市が積極的に担えば、民生委員の負担は減る。

(宇田川委員)

行政側が積極的に動くことにより負担を減らすための一案としては、行政の担当課間に横串を差してもらえると民生委員は楽になる。例えば、高齢者の一人暮らしで障害を持っていたり、生活保護需給世帯であるといった案件では、担当者同士が情報を共有していないため、民生委員はそれぞれの担当課に各々相談するという状況であり、負担となっている。

(福祉部長)

総合相談窓口の設置は総合計画に掲げられた課題である。従来は縦割りであったが、推進していけば民生委員の負担が減るだろう。

(委員長)

次に基本施策 7 について意見を伺う。

(宇田川委員)

7-17 頁、敬老祝金事業については、敬老の思想は大切であるが、現実に少子高齢化の時代において高齢者が溢れている状況で、現行通り祝金を支出していくべきか。歯止めをかけて行くべきではないか。元気な高齢者には頑張って働いてもらい、困っている高齢者には介護サービスをするなど、高齢者対策も対象者の状況を見て実施する。その政治的な判断が必要である。高齢化に伴って財源が逼迫されるなかで、「あればいい」程度の施策には歯止めをかけ、子どもや育児世代の支援など必要なところに投資をしていく姿勢が大事である。例えば、はり・きゅう・マッサージ券の支給は障害があるなど本当に困っている人が活用しているかどうか、精査したことはあるか。

(高齢者福祉課)

敬老祝金、はり・きゅうマッサージ券の支給や敬老会に対する今後の支出と行政の事務量は、高齢化に伴い確実に増大すると認識している。過去には対象者を見直して段階的に金額を下げたこともあるが、現行のまま続ければ、将来的に荷重は更に増すと認識している。これら 3 事業を複合的に圧縮していく必要があるものと考えている。今後、事務事業の進め方について、いくつかのパターンを作成した上で、高齢者福祉介護計画推進懇話会等に諮りながら、見直しできるよう検討していきたい。

(目等委員)

祝金に金額の差をつけることよりも、限られた財源を有効に使うために事業のスリム化を目指し、はり・きゅう・マッサージ助成なども含めて、給付する必要のない人に給付していないかを評価する等が必要である。

(福祉部長)

高齢者が多い時代において、必要な人に支援が届く制度や子ども・育児支援を図る方向で、見直しの視点を定めることとしたい。高齢者が地域経済に役に立つような役割の確保や就業支援等も考えていきたい。

(高橋委員)

資料 1 の、懇話会からの質問に対する回答が抽象的である。資料 1 の No.9、10、11 を説明していただきたい。

(高齢者福祉課長)

No.9、一人暮らしの高齢者の人数は調査中である。

(高齢者福祉課)

住民基本台帳では 65 歳以上は単身世帯 7,950 世帯であるが、独居老人として区分されているわけではないため、実態と差がある可能性はある。見守り策としては、民生委員と協力したり、配食サービスの事業者から報告をもらったりしている。配食サービスは月曜日から金曜日まで各家庭を訪問し、安否確認と栄養バランスを整えた食事を提供している。また、緊急通報装置の貸与を実施しており、緊急時にボタンを押すとサポートセンターに直接つながり、そこから救急車や近所の人に連絡が入るようなシステムにより高齢者の見守り対応をしている。その他、新聞受けに配達物がたまっているなどの連絡を

してもらえれば、随時、市職員が訪問して確認している。

No.10、孤独死は23年度は9件である。配食サービス等の報告から判明したケースもある。

No.11、認知症は医療機関で病状認定してもらわないと把握できない。厚生労働省のデータに基づき、全国比率を佐倉市に当てはめると、認知症の方は3,800人程度と推計される。これは理論的な推計であり、認知症患者の実人数のデータは持っていない。介護保険の認定にも病状の一項目として入っていたり、民生委員に高齢者台帳の記入に際して情報をもらったりして、対象者の把握に努めている。

(高橋委員)

ひとり暮らしする方に対する地域や自治体からの支援体制や地縁づくりは大事である。しかし、事務的に通知一枚届いても市民はどう動けばいいかわからないし、人的・金銭的資源が不十分な地域もある。市は実状を調べ、地域への情報提供や支援する体制を構築するなどの対応が必要なのではないか。区長や民生委員だけに頼らず、予算の投下でなくても構わないので、地域で共助する体制づくりを市が積極的に支援するのが良い。

(高齢者福祉課)

独居、高齢者の方の見守りは、宅配業の民間業者を取り込んだネットワーク体制の構築を、今年度の重点項目として進めている。民間業者から情報提供を求めながら、見守りとその対応を進める。電気や水道の使用量検針時などの面においても、業者の協力を促したい。

(浅田委員)

高齢化に関わる財源問題としては、基本施策8、高齢者の社会参加が大事である。生きがいを見いだせる仕組みが必要であるが、どういう理念をもって構築するか。高齢者の知識と経験を社会に還元してもらえるにはどうしたらいいか、福祉部にはアイデアがあるか。

(福祉部長)

教育委員会で進めている生涯学習にも関連しており、福祉部だけでは対応できない課題である。教育の視点と福祉の視点で、高齢者を活かした取り組みが進められるのが望ましい。高齢者支援は福祉部でいいかという根本的な疑問もある。現行は65歳以上が高齢者と括られているが、この年齢括りだけでは語れない時代であり、高齢者でも、自分が福祉対象ということに違和感のある人もいる。高齢者支援の概念を切り替えて行かねばならないだろう。

高齢者の就労については、市で全面的に関与しにくい側面もある。ハローワークなど役割が明確化している機関もある中で、高齢者の就労支援や元気な高齢者づくりを、市のどの部署が担うかも課題である。

高齢者家庭の見守りや児童の見守り等、地域をどうやって下支えしていくかも、行政が早くビジョンを出さなければならない。孤独死をなくすのは難しい。

(浅田委員)

新しい視点で再構築されれば予算の継続につながっていく。予算の配分においては、既得権などを認めてはいけない。

(福祉部長)

少子化対策も進めないと高齢化対策は進まない。将来的には佐倉市の高齢化率は国を上回る。国の対策を待っているのは、佐倉市は間に合わない。佐倉市独自でやる道を模索したい。

(神委員)

学生は地元に戻りたい意向はあるが、就職先が地元がないから帰れない。少子化対策は産業振興などと連携をとっていく必要がある。

(吉村委員)

超高齢化社会対策はあらゆる人が住みやすい社会にすることだという考え方には感動した。佐倉市の市民カレッジは他市に比べて充実しており、対外的に誇って良い。市民カレッジの主な生徒はシルバー人材であり、60、70代が多い。学んだことを地域で活かされると良いが、活かす場の提供も求められている。それに福祉部門も協力されたい。

(宇田川委員)

介護サービスについては、去年から今年にかけて施設が増えた。介護保険料が上がるのはやむを得な

いが、佐倉市全体で財源負担がかかり、ヘルパーなどのマンパワーが足らなくなるのではないかと。佐倉市の少子高齢化の山は何時だと予想しているのか。その施設が不要になる時代を見越して施設拡充をしているのか。

(高齢者福祉課)

少子高齢化の山は平成 40 年度前後と見込んでいる。佐倉市の高齢者人口は、その辺がピークとなり、以降は横ばいになるものと見込んでいる。

(宇田川委員)

施設介護と在宅介護の両者を推進するように制度設計されたい。

(高齢者福祉課)

介護保険施設が増えれば介護保険料が増える。佐倉市は大型施設の整備が終了し、小型施設を有効活用しながら地域で過ごしてもらえよう制度設計していきたい。現在公募している特養施設は、デイサービスとショートステイを組み合わせ、在宅介護、地域密着型の機能を有している。

(福祉部長)

施設整備に当たっては当然将来の人口動態を見越して整備しており、佐倉市の整備は今年度のもので最後になると考えている。20 年後には利用者が横ばいになるので、在宅介護と地域医療に対するニーズが増えるものと予測している。そうすると、いずれは今の介護施設が不要になる可能性があり、それまでに建設費用を返済したいところだが、特別養護老人ホームは 30 年動かさないと元がとれない。施設改修にも費用がかかるため、30 年後には施設利用を終了する。以上のようなコスト計算からすると、今回整備する施設で将来の需要を満たすため、市の施設整備は、最後となる。

ヘルパーの確保に関しては各学校をまわって学生を募集している。ヘルパー有資格者については、学生は学校で養成してもらい、地域人材の確保は行政が行う方針である。一般人対象のホームヘルパー研修を実施し、40 名募集枠に 20 名の応募だった。このように介護人員の確保を推進している。また、将来的には施設入所を希望する人が減り、在宅介護を希望する人が増えるの見込んでいる。

(目等委員)

11-4 頁、「介護保険料の確保」とあるが、どこからどのように確保しているかは資料に出ていない。年金滞納も市の課題だが、介護保険の財源確保はどのようにあっているのか。

(高齢者福祉課)

高齢者福祉課で介護保険料を徴収しているのは第 1 号被保険者である 65 歳以上の市民からであり、年金からの天引きを原則としている。高齢者福祉・介護計画 86 頁にあるように、徴収率は 99% である。年金の年額が 180,000 円未満の方は普通徴収として納付書を送付しているが、もともと収入が少ない方でもあるため、徴収率は下がる傾向にある。

(目等委員)

介護保険料を納めてない方の人数は把握しているか。

(高齢者福祉課)

第 2 号被保険者は社会保険診療報酬支払基金が徴収しており、100%の徴収率である。第 1 号被保険者は 99%の徴収率である。徴収にあたっては年金天引きで行っているが、この是非が問われたことがあったため、「7.今後の課題点」として財源確保を挙げてはいるが、徴収率は高く維持されており、事務執行に支障はない。

(目等委員)

介護や医療関連は支出額がかさむ。無料だからと医者に重複してかかる等の実態をチェックして、事業のスリム化を図られたい。限られた財源で、やらねばならない事業をどうやってやったらいいかを十分に検討されたい。

(委員長)

個別に事業を眺めていても削減は難しい。「あればいい」事業を削って「なくてはならない」事業に絞り込む。「なくてはならない」事業をどう評価、検証して絞り込むかが重要である。

また、福祉の地域力については、地域のボランティアと言えはすぐ民生委員頼みになるが、地域にはもっと人材がいる。民生委員は大変だから引き受けたがらない傾向があるならば、例えば佐倉市福祉支

援員というような、もっと気楽に引き受けられるポストを作り、市長から委嘱すれば良いかもしれない。民生委員は国の制度によるものだが、佐倉市独自の地域力を高めるポストやボランティアが多く関わることのできる仕組みを作る。一部の地域の人々の義務感で担うのではなく、多くの人が気楽に担える制度を新しく作り出せば、引き受けてくれる人はたくさん出てくるのではないかと。

本日の意見交換は以上である。次回は意見書をまとめる素材とするべく、懇話会委員での意見交換を行う。これで第5回行政評価懇話会を終了する。

〔傍聴退席〕

(2) その他

次回のスケジュール調整

(18時50分終了)